

平成 18 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 松 庚 三
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 企 画 管 理 部 長 落 合 紀 貴
(TEL. 03 - 5788 - 4753)

株式会社ライブドア第 11 期定時株主総会に関するお知らせ

当社は、2006 年 12 月 22 日に第 11 期定時株主総会を開催いたします。決議事項等に関しまして、下記の通りお知らせ致します。

記

日 時 平成 18 年 12 月 22 日（金曜日）午前 10 時
場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 1 幕張メッセ国際展示場 9 - 1 1

決議事項

<会社提案>第 1 号議案から第 4 号議案まで

第 1 号議案 第 11 期（平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）計算書類承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

ポータルサイト「livedoor」を軸に、当社企業集団が団結して経営改善を行うにあたり、ホールディングカンパニーとしての地位を明確に位置付けるため、社名にホールディングスを付けたく存じます。

また、商号の変更は平成 19 年 4 月 2 日から実施することとし、これに伴う経過措置として附則を設けることと致したく存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ライブドアと称し、英文では <u>livedoor Co.,Ltd.</u> 表示とする。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ライブドアホールディングスと称し、英文では <u>livedoor holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
第 2 条～第 49 条 (条文省略)	第 2 条～第 49 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> 1 <u>第 1 条の変更は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。なお、本附則については、商号変更後これを定款から削除する。</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役の清水幸裕氏、落合紀貴氏、宇野康秀氏および佐藤英志氏が辞任することとなります。そこで、経営再建に向けてより強固な新経営体制の構築を目的として、社外取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数(株)
1	蒲野宏之 (1945年7月21日)	1971年4月 外務省入省 1978年4月 外務省北米第一課長補佐 1981年9月 米国アーノルド・ポーター法律事務所弁護士 1988年10月 蒲野総合法律事務所代表弁護士(現任) 1998年6月 ㈱かずさクリーンシステム監査役(現任) 1999年6月 山一証券㈱破産管財人代理 2000年5月 環太平洋法曹協会(IPBA)日本選出理事 2002年6月 住倉工業㈱破産管財人	0
2	ニコラス・E・ベネシュ (1956年4月16日)	1983年9月 Morgan Guaranty Trust Company of New York 入社 1983年11月 米国カリフォルニア州、ニューヨーク州弁護士会入会 1986年12月 JPMorgan 東京支店バイス・プレジデント就任 1994年5月 ㈱鎌倉取締役就任 1997年4月 ㈱JTPを設立し、代表取締役就任 2000年1月 在日米国商工会議所対日直接投資委員会委員長就任(現任) ・内閣府対日投資会議専門部会外国人特別委員就任(現任) ・在日米国商工会議所理事就任(現任) 2000年3月 ㈱アルプス社取締役就任	0
3	ジョージ・ケラマン (1966年10月30日)	1992年12月 上院議員Matt Matsunaga(米国ハワイ州上院議会)科学・経済開発委員会最高責任者 1994年7月 茨城県庁生活環境部国際交流課国際交流員 1997年1月 Venture Law Group(法律事務所)弁護士就任 1999年10月 Yahoo!Inc.(米国)顧問弁護士就任、ビジネス開発部マネージャー就任 2001年7月 ヤフー(株)(日本)国際経営戦略室バイスプレジデント就任 2004年10月 Interchange Corporation ビジネス開発部シニアバイスプレジデント就任 2005年10月 Experian Interactive アジアビジネス開発部シニアバイスプレジデント就任 2006年7月 ValueLogix Ventures Ltd.を設立し、代表取締役就任	0
4	高垣佳典 (1958年8月26日)	2001年11月 ㈱ショウタイム代表取締役就任(現任) 2002年11月 ㈱USEN取締役就任(現任) 2003年8月 ㈱モーラネット取締役就任(現任) 2004年10月 KLab(株)取締役就任(現任) 2004年12月 ㈱ギャガコミュニケーションズ取締役就任(現任) 2005年3月 ㈱TLIP取締役就任(現任) 2005年6月 ㈱ジャングルジム取締役就任(現任) 2005年7月 ㈱BBB取締役就任(現任)	0

(注)1. 取締役候補者高垣佳典氏は、㈱USEN の取締役であり、当社と同社との間は、業務提携関係にございます。

2. 上記取締役候補者を除き、取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はございません。

3. 取締役候補者蒲野宏之氏、ニコラス・E・ベネシュ氏、ジョージ・ケラマン氏、高垣佳典氏は社外取締役候補者であります。蒲野宏之氏に関しては、弁護士の資格を有し、公正かつ独立した立場から経営を監視

して頂きます。ニコラス・E・ベネシユ氏およびジョージ・ケラマン氏に関しては、当社株主の視点を持つ独立した立場から経営を監視することで株主利益の最大化に務めて頂きます。高垣佳典氏に関しては、当社と業務提携関係にある㈱USENの取締役であり、当社の企業価値を高めるために尽力して頂けると存じます。

第4号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

当社の発行済株式数の適正化を目的として、普通株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式の発行済株式総数1,049,468,020.53株について100株を1株に併合して10,494,680株といたしたいと存じます。

(2) 株式併合の効力発生日

平成19年4月2日を予定しております。

(3) その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<株主提案>第5号議案から第10号議案まで

第5号議案 「ライブドア社の株式100株を1株に併合する、なお、効力発生日は平成19年2月1日とする。」の件

提案理由 現在のライブドア社の発行済株式数、1株株主資本を考慮すると、1株あたりの理論価値があまりにも小額であります。

また、少数株主に対しての今後、事業報告書の送付や株主総会召集通知等のコストを考えると、株式を併合して発行済株式数を減らしたほうがライブドア社の将来の経営や再上場にとって有意義であると考えられます。

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

株主様よりご提案頂いた内容に賛同いたしますが、効力発生日に関しては株主名簿作成の事務上及び費用上の都合から、当社提案の日程で実施を行いたいため。

第6号議案 「取締役 平松庚三氏解任」の件

提案理由 なし

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社の代表取締役である平松庚三氏は、上場廃止後の経営基盤の再建に尽力しており、なんら株主に責任を問われる行為を作為不作為に関わらず行ってはいないと考えるため。

第7号議案 「定款変更 ライブドア社の社名を株式会社「再生」に変更する。」件

提案理由 証券取引法違反容疑でライブドアの社名に抵抗を持つ人が増えまた、過去の経営形態イメージを払拭し、今後、社会的信頼を徐々に勝ち取っていく必要があると考えられます。このため、片仮名の名前ではなく、日本語で堅実なイメージのある名前に社名変更する必要があると考えられ議案提案いたします。

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、ライブドアとしての知名度は良い意味でも悪い意味でも全国区と考えております。イメージアップを図る目的であれば、社名変更を行うことによるのではなく、一法人としての企業活動をもって行うべきであり、又そうすることが、社会的信頼を勝ち取ることであると考えるためです。

第8号議案 「定款変更 絶えず複数の監査法人と監査契約をし、複数の監査法人の監査を受けることとする。」の件

提案理由 貴社は、港陽監査法人により粉飾決算を行いました。今後の粉飾決算を阻止する為、複数の監査法人による監査が必要な為。

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。
複数の監査法人と契約を締結し、監査報酬を支払うことは多大な費用を要するうえ、複数の監査法人と契約を締結することは現実問題として難しいと言わざるをえないため。

第9号議案 「取締役4名解任」の件

提案の内容 以下の4名の取締役の解任を個別にお願いするものであります。

- ①取締役 清水 幸裕
- ②取締役 落合 紀貴
- ③取締役 真崎 晃郎
- ④取締役 佐藤 英志

提案理由 貴社が現在置かれている状況に鑑み、貴社取締役は、リストラクチャリング、組織再編、M&A取引、コーポレート・ガバナンス及びそれらに関する事項につきより経験を有する独立取締役をその過半数取締役とし、貴社及び貴社株主の利益をより効果的に代表できるように、その再編を行うべきと考えます。

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。
・個別取締役の解任に至る合理的特定の理由がないため。
・尚、本総会終結の時をもって、取締役の清水幸裕氏、落合紀貴氏及び佐藤英志氏は辞任いたします。

第10号議案 「定款一部変更」の件

提案の内容 変更内容は以下の通り。(下線は変更部分を示します。)

現行定款

(取締役の責任免除)

第30条 (省略)

2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

変更案

(取締役の責任免除)

第30条 (現行どおり)

2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

提案理由 貴社が現在置かれている状況に鑑み、貴社取締役は、リストラクチャリング、組織再編、M&A取引、コーポレート・ガバナンス及びそれらに関する事項につきより経験を有する独立取締役をその過半数取締役とし、貴社及び貴社株主の利益をより効果的に代表できるように、その再編を行うべきと考えます。社外取締役の人材確保を容易にするため、社外取締役の責任免除を変更すべきと考えます。

<取締役会の意見>

取締役会は、以下の理由により本議案に賛成いたします。
当該定款条項は、平成18年6月14日開催の臨時株主総会において変更された条文であります。本提案は、社外取締役として有能な人材を迎えられるよう会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する旨の規定への変更案であり、当社の現状を鑑みれば妥当であると考えられるため。

※尚、外部調査委員会による中間報告も予定しております。

以 上